

1月31日(水)は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納期限です

納め忘れがないか
ご確認ください

■各税の納期限 (口座振替日)

項目	期 別	納期限(口座振替日)	期 別	納期限(口座振替日)
国民健康保険税(普通徴収)	7期	1月31日(水)	6期	12月28日(木)
後期高齢者医療保険料(普通徴収)	7期	1月31日(水)	6期	1月 4日(木)
町県民税(普通徴収)			4期	12月28日(木)

■町税や各種使用料などの納付には、

口座振替が利用できます

- ①町税 ②水道使用料 ③下水道使用料
- ④農業集落排水施設使用料 ⑤住宅使用料
- ⑥児童クラブ利用料 ⑦子ども園利用料 ⑧学校給食費
- ⑨下水道受益者負担金 ⑩後期高齢者医療保険料

口座振替がとても便利です

口座振替
のメリット

- ・料金のお支払いに出向く手間が省けます。
- ・お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ・お支払いの用紙を紛失してしまう心配がなくなります。
- ・手数料はかかりません。

口座振替を希望する方は
次の取り扱い金融機関でお申し込みください

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- 秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協
- ゆうちょ銀行

※手続きには通帳と金融機関に届け出している
印鑑が必要です。

※失業、倒産、破産、災害や病気などのやむを得ない事情により税の納付が難しい場合は、お早めに町税務課にご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

申告はお済みですか？

償却資産(固定資産税)の申告は 1月31日(水)まで

平成30年1月1日現在で美郷町内に償却資産を所有している方(所有者が判明しない資産については使用している方)は、平成30年度償却資産として申告する必要があります。

平成29年度の申告をされた方および課税された方には申告書を送付していますが、送付されない方でも償却資産を所有している場合は申告してください。

マイナンバー法の施行に伴い、償却資産申告書にマイナンバーの記載欄が設けられましたので、マイナンバーを所定の記載欄に記入してください。申告書の提出時には、本人確認資料(運転免許証等)をご持参ください。

申請期限●1月31日(水)

申告用紙配布・申請場所●役場税務課、六郷・仙南出張所

Q.1 償却資産ってなんですか？

A.1 償却資産とは農業や工業、商業などを営んでいる方が、その事業のために用いることができる土地、家屋以外の事業用資産(構造物・機械・器具・備品等)です。ただし、次のものは償却資産(固定資産税)に含みません。

- ①耐用年数が1年未満の資産
- ②取得価格が10万円未満の少額償却資産
- ③取得価格が20万円未満の一括償却資産
- ④自動車税や軽自動車税の課税対象となるもの

Q.2 使っていない資産も申告の対象となりますか？

A.2 まだ使用していない、または現在使用していても稼働可能な資産は申告の対象となります。簿外資産、償却済資産(減価償却の終わった資産)も事業に使用できる状態で所有していれば申告の対象となります。

Q.3 償却資産が少ないのですが申告が必要ですか？

A.3 償却資産の所有者は法令により申告する義務があります。資産の多少にかかわらず申告しなければなりません。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902

固定資産税の非課税申告について

美郷町で固定資産税の非課税適用を受けようとする場合には、固定資産税の非課税適用申告書に必要書類を添えて提出してください。

また、すでに固定資産税の非課税適用を受けていたものが、非課税の規定に該当しなくなった場合は、固定資産税非課税規定適用除外申告書の提出をお願いします。
提出期限●1月31日(水)

■主な非課税の対象となる固定資産

- ①宗教法人関係
宗教法人がその本来の用に供する境内建物および境内地
- ②社会福祉事業関係
政令で定められた社会福祉事業の用に供する固定資産
※ここでいう固定資産とは、「土地、家屋、償却資産」のことです。
※この固定資産によって賃料等を得ているものは、理由のいかんに関わらず対象となりません。

問 町税務課 固定資産税班 ☎0187(84)4902 内線1307

生涯学習課

平成29年度 第4回学友館特別展

「県展 第15回仙北地域展」を開催します

秋田県美術展覧会（通称：県展）は、日本画、洋画、彫刻、工芸、書道、写真、デザインの7つの分野で構成された県内最大の公募展です。

学友館では、平成29年に開催された第59回県展で入賞・入選した美郷町、大仙市および仙北市の出品者の作品を展示する仙北地域展を、右記のとおり開催します。
皆さまのご来館をお待ちしています。

- 期 間●1月20日(土)～3月4日(日)
- 会 場●美郷町学友館
- 開館時間●午前9時～午後5時
(ただし、入館は午後4時30分まで)
- 休 館 日●毎週月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）
- 観覧料金●一 般：300円
高校生以下：無料

問 美郷町学友館 ☎0187(84)4040

教育総務課

平成30年度放課後児童クラブの利用申し込みを受け付けます

放課後児童クラブは、子どもたちへ安全な生活と健全育成の場を提供することで、保護者の皆さんに安心して仕事を続けていただくことを目的にした事業です。

利用対象者

小学生で、放課後や学校休業日に仕事等の理由で保護者が家庭にいない児童が対象です。

常時利用の場合の判断基準として、保護者が家庭にいない時間が午後2時から午後4時までの時間帯を含む1日4時間以上となる日が月に16日以上(日曜を除く)ある場合を目安としています。

※現在利用中の方は、各放課後児童クラブを通じてお申し込みください。

- 申込期間●1月4日(水)～1月26日(金)
- 申込方法●保護者の就労証明書を添えて、利用申込書を町教育総務課に提出してください。申込書は各園・各放課後児童クラブ・町教育総務課にあります。
- 利用時間●月曜日～金曜日/学校終業時～午後6時30分
土曜日、長期休業日/午前7時30分～午後6時30分
- 休 業 日●日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- 利 用 料●月額3,000円

注意事項

- ・定員を上回る申し込みがあった場合は、保護者以外の家族の方が児童を見守ることができない家庭を優先します。
- ・異年齢集団活動に支障をきたすと認められたり、明らかにルールに違反したりするような場合は、その後の利用について相談させていただく場合もあります。

クラブ名称		場 所	定員	利用申込先・問い合わせ先
千畑地区	めだか児童クラブ	千畑小学校内	70名	町教育委員会教育総務課 ☎0187(84)4914
六郷地区	わくわく児童クラブ	六郷小学校内・みさとこども館	120名	
仙南地区	仙南っ子児童クラブ	仙南小学校敷地内	100名	

問 町教育委員会 教育総務課 幼児総務班 ☎0187(84)4914